

## 平成19年度第3回幸区区民会議

日時 平成19年11月27日（火）18:30

場所 幸区役所5階第1会議室

平成19年度第3回幸区区民会議

日 時 平成19年11月27日（火）午後6時30分

場 所 幸区役所5階第1会議室

午後6時32分 開 会

司会 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、これから会議を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます幸区役所の仲川です。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成19年度第3回幸区区民会議を開催させていただきます。

本日の区民会議は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例における会議公開の対象となっております。したがって、傍聴の許可をしておりますので御了解をいただきたいと思っております。

また、本日はマスコミの取材につきましても許可をしておりますので、併せて御了解をいただきたいと思っております。

なお、本日の会議につきましては、会議録を作成いたします上で公開することになっておりますので、速記者を同席させるとともに、会議終了まで録音をさせていただきますので、御了解をいただきたいと思っております。

続きまして、お手元に配付をさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議の次第でございます。これは別紙1が席次表でございます。別紙2は委員と参与の名簿でございます。

引き続きまして、資料1から資料5まで御説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございます。専門部会Aの検討状況（中間報告）でございます。それから別冊の資料1-2をお開きいただきたいと思っております。自転車に係わる交通安全の部会検討中間報告でございます。説明用のパワーポイントを資料として配付をさせていただきました。

続きまして、資料2-1でございます。専門部会Bの検討状況でございます。中間報告になっております。それから別冊の資料2-2をお開きいただきたいと思っております。地域におけるごみ減量化・リサイクルの中間報告の説明用のパワーポイントの資料でございます。

続きまして、資料3でございます。これは資料1-1の次の次のページでございます。また、（仮称）さいわい区民フォーラムの共催についてでございます。

次に、別冊でございますけれども、資料4でございます。幸区区民会議からの提言に対する取り組みでございます。

続きまして、資料5でございます。平成20年度幸区協働推進事業の主な事業計画、基本的な取り組みの考え方を御提示申し上げております。

最後ですけれども、参考資料としまして、かわさきチャレンジ・3Rの推進に向けてでございます。

本日の資料の説明をさせていただきましたけれども、御確認をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

次に、本日の委員、参与の出欠状況でございますけれども、委員のうち、酒井委員からは先ほど欠席の旨の御連絡がございました。荒井委員につきましては、若干遅れるという御連絡がありました。

また、参与でございますけれども、御案内のとおり、参与の皆さんにつきましては、市議会が昨日から開会されました。また、県議会におきましても視察等の日程が立て込んでいるという御報告も受けております。そういった中で、本日、鏑木参与、西村参与、山田（益）参与につきましては御出席をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、これより議事の進行を葉山委員長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

## 1 審議事項

### (1) 「自転車に係わる交通安全」について

葉山委員長 皆様、こんばんは。本日も皆様から多くの御意見をいただきたいと考えております。進行への御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議の時間ですが、8時30分までには終了できるように進めていきたいと思っております。

本日は、専門部会の検討状況について中間報告を説明していただき、その後で全体での意見交換を行いたいと思っております。

初めに、A部会からは「自転車に係わる交通安全」、B部会からは「地域におけるごみ減量化・リサイクル」について、それぞれ現状と課題について部会の委員さんから御説明をいただき、共通的な理解を深めて、各々の部会での検討事項について全体で意見交換を行いたいと思っております。

それでは初めに、A部会から「自転車に係わる交通安全」について検討状況を説明してもらいますが、その前に、A部会は今まで手塚委員が退任されまして部会長が不在でしたが、新しい部会長に末兼委員、副部会長に小林委員が選任されましたので、ここで御報告申し上げます。こちらにいらっしゃるお2人です。よろしくお願いしま

す。

それでは、早速末兼部会長から、部会での検討経過、検討状況について説明をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

末兼委員 では、私、末兼から、「自転車に係わる交通安全」についての部会検討の中間報告を行います。

〔プロジェクター使用〕

自転車に係わる交通安全といえますと、走行中というのがメインになります。走行する自転車ということが主体となっておりますので、駐車とかそういうことは除外してあります。

最初に、部会の検討の経過、それから自転車に係わる交通安全についての現状と課題、検討事項、検討の方向性の順番で説明させていただきます。

説明者は、部会検討の経過は私から説明いたしますが、現状と課題について、安岡委員と齋藤委員から説明いたします。検討事項、検討の方向性は、小林副部会長から説明させていただきます。

初めに、検討の経過について、自転車に係わる交通安全については安岡委員から提案されたテーマですが、10月に2回部会を開催して、自転車に係わる交通安全について、現状と課題について、市民局や区役所の建設センターからの説明を受けました。1回目の部会では交通ルール、川崎市や警察の取り組み、道路形態などの説明等により現状と課題を整理いたしました。2回目の部会では、その現状と課題を踏まえ、具体的な検討事項と検討の方向について意見を出し合いました。これらの内容について各委員から説明させていただきます。

それでは、自転車に係わる交通安全について、現状と課題については安岡委員と齋藤委員から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

安岡委員 安岡でございます。それでは、幸区内の自転車事故の実態と自転車の走行空間について説明いたします。

初めに、自転車事故ですが、平成18年、幸区において交通事故で人身事故が774件発生しています。そのうち自転車にかかわる事故が231件ということで、人身事故のおよそ30%が自転車事故であります。

次に、自転車事故が起きる場所は、1番目に多いのが交差点での出会い頭の事故です。2番目が右左折時の衝突事故ということです。交差点の事故がおよそ37%と多くなっております。

自転車事故に遭った人の年齢は、50代の方の48件をはじめ、各世代同じように事故に遭っているというのが現状でございます。

次に、交通事故が多い地域ですが、自転車事故だけの集計が出ていないので、交通事故全体ですが、一番多いのが南加瀬で99件、2番目が南幸町で86件です。南加瀬が

一番多いのは、エリアが広いということと、尻手黒川線があるという遠因があるのではないかと思います。

次に、人身事故のうち、自転車事故が占める割合ですが、神奈川県内ワースト10が出ています。ワースト10のうち、1位が川崎区で、幸区は6番目となっていますが、2位の茅ヶ崎市と幸区では2.8%しか差がありません。

以上が交通事故の実態でございます。

自転車の定義ですが、厳密には細かい定義があり、絵のように、自転車といっても、2人乗りのものや大きな荷物を積むような突起物のあるものなどいろいろありますが、簡単に言うと、ペダルで運転する1人乗りの2輪のものが普通自転車です。身体障害者用の車いす、小児用の車は自転車から除かれております。車いすの小児用のものは歩行者扱いですが、自転車は車両であるという理解が必要であります。

次に、自転車が通らなければならない場所の決まりについて説明をいたします。自転車は車道の走行が原則ですが、自転車が車道を通るときは基本的に道路の左側を走行しなければいけません。ただし、自転車は路側帯を通ることができますが、歩行者の通行の妨げになるところや白の2本線が標示されている路側帯は通れません。

路側帯とは何かを説明しておきます。路側帯とは、①歩行者の安全のために、歩道がない道路と歩道が片側しかない道路に設置されているもので、②の道路の端寄りの部分に白線で区画された帯状の部分です。車道と分離することで基本的に歩道と同様に扱われるものですが、それを写真で見ると、1本線の路側帯と1本線の破線の路側帯の場合は自転車が通行できますが、2本線の路側帯は自転車が通行できません。

自転車は基本的に車道を通り、自転車道が確保されているところでは自転車道を通らなければなりません。また、自転車が歩道を通行できる場合がありますが、整理しておきます。

歩道のない車道です。一番多く見られるものですが、自転車は車道の左側走行が原則です。

次に、自転車道ですが、自転車専用という交通標識のあるところでは、必ず自転車道路を通りなさいというルールです。

自転車道は車道、歩道と構造的に分離された走行空間ですが、幸区内では小向の東芝2号線・平間40号線と尻手黒川線の2カ所ができております。

基本的には自転車は歩道を走ることにはできませんが、歩道を走行できるのは次の場合です。

自転車歩道通行可の標識があるときには、歩道を通ることができます。

ただし、その場合にもいくつかのルールがあります。走行位置の区分のない場合は歩道の車道寄りの部分を走行します。歩道に白線やカラー舗装などで区分標示がある

道路については、指定された部分を走らなければなりません。また、歩行者にぶつからないように、いつでも止まれるような安全なスピードで走行しなければならないというルールになっております。

私からの説明は以上ですが、幸区は自転車の事故が多く、減らす取り組みも必要です。そのために、すぐにはできないかもしれませんが、自転車の走行空間を整備する取り組みも大切であると考えています。詳しくは後ほどの意見交換をしていただきたいと思います。

葉山委員長 どうもありがとうございました。資料の専門部会Aの検討状況で2の(1)(2)の部分を今説明していただきました。

引き続きまして、自転車関係の交通ルールと行政、地域などでの交通安全の取り組みについて、齋藤委員から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

齋藤委員 よろしくお願いたします。私、齋藤からは、関係する交通ルールと行政、地域での交通安全の取り組みについて説明いたします。

初めに、道路交通法の法改正があり、平成20年6月19日までに施行される予定になっています。普通自転車の歩道通行のルールが一部変更となります。

13歳未満の子どもが運転するときは、歩道を通ることができるようになります。これは、先ほど説明した自転車が通れるというマークがなくても、13歳未満の子ども、小学生以下は歩道を走行できるルールに変わるものです。

2つ目に、車道または交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるときは、歩道を通ることができるということになっています。これについては人が危険だと思えば危険ということではなく、今後、警察から一定のルールが示されることになると思います。

次に、確認の意味で、基本的な交通ルールをイラストで説明します。自転車は左側の通行がルールであるということと、歩道では歩行者優先なので、歩行者を妨害しないように徐行する必要があります。また、横断歩道では自転車横断帯というマークがないと、乗ったままでの通行はできないので、押して歩くことになっています。

違反行為については、自転車も酒酔い運転は違反です。一時不停止も違反となります。また、手放し運転や並んで走ることでも違反です。この手放し運転ですが、最近では、携帯電話で話をしながら自転車を運転するという人がかなり見られます。十分注意していただきたいと思います。

交通ルールを守って自転車の安全な利用を啓発するため、ここにありますように、自転車安全利用5則というものが内閣府交通対策本部から示されています。この自転車安全利用5則は、一言で言うと、他人に思いやりのある運転を心がけることです。

次に、自転車交通安全についての川崎市の取り組みですが、地域や警察署等と連携して交通安全の各種キャンペーンの中で自転車の交通安全、事故防止を呼びかけると

ともに、自転車安全教室などを実施しています。平成18年度、自転車安全教室は、幸区内の実施回数は16回で、交通安全教室は35回開催しています。ですが、参加者の大半は小学生です。

全市的な取り組みとしては、市民が楽しく参加できるイベント形式で、セーフティサイクルフェアが行われています。

次に、神奈川県警では、交通違反警告カードの交付を行って、自転車の取り締まりを強化しているとのことでした。交通違反警告カードの見本は右側についていますが、これを違反者に交付をしております。県警の対応としては、いきなり検挙という形ではなく、まず前段階として交通違反カードを渡し、ルールを守ることを促す対応をとっています。悪質で危険な交通違反者に対して検挙をしているとのことでした。

地域での取り組みは、幸区交通安全対策協議会が区役所や警察署等と連携しながら実施していますが、主な取り組みとして、1つは、自転車マナーアップ強化月間ということで、5月に下平間地区における自転車利用の高齢者世帯訪問や、市立商業高校における自転車事故防止キャンペーンを行っています。また、春、夏、秋、年末の交通安全運動として、自転車の安全な乗り方教室、街頭指導キャンペーンなどを実施しております。

以上のような現況から、2つの課題が挙げられました。1つは、自転車の走行環境が不十分である。2つ目は、自転車利用ルールが守られていない、自転車は車両であることを認識していない人が多いということでした。

これらの課題について、既存の道路を工夫した走行環境を改善することができないか。また、自転車教室は小学校低学年だけしか行われていないのが現状ですが、高学年にも中学生、高校生にも必要な取り組みであると考えています。また、大人に対しても、機会があれば、ぜひマナーアップ教室なども開催していけばよいのではないかと考えております。

私からの説明は以上です。

葉山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、検討事項、検討の方向性について、小林副部長から御説明いただきます。

小林委員 小林です。ただ今説明のありました現状と課題をもとに検討事項、検討の考え方を整理しました。

検討事項として、1つ、自転車が安全に走行できる環境づくりを進める。検討の方向としては、今ある道路の現状を工夫して検討するなど。検討事項(2)交通ルールの遵守、マナーの向上を進める。検討の方向としては、自転車走行の交通ルールの理解を広め、自転車利用者のマナー向上の取り組みを検討する。

この2つの事項について、次のように意見が出ています。自転車の走行環境につい

て、自転車の走行空間を確保することが重要であり、街渠（がいきよ）を整備し、走行空間としたらどうか、街渠と路側線の間を含めて走行空間としたらどうかという意見があります。

なお、街渠というのは、写真にありますように、路面排水のため、車道端に設けられる舗装された浅い水路のことです。街渠を利用するためには、自転車が走りやすいように整備する必要があります。そのため、アスファルト、コンクリートのつなぎ目をなくす必要があります。乗り上げブロックの排除が必要だと思います。という意見がありました。

自転車歩行者道については、自転車が通れることを知ってもらう必要があります。そのため、自転車通行可の標識を路面に印刷したらどうかなどの意見がありました。

今ある道路の現状を工夫して考える。交差点については、安全確保のための交差点の整備などが必要であるという意見がありました。

次に、(2)ですが、自転車の交通ルール、マナーについての部会での意見として、自転車のルールを知らない人が多いのではないか。自転車教室が少ないので、回数、対象を拡大するなどの意見がありました。さらに、学年ごとに自転車教室を行ったらどうか（中学校や高校でも）、区内で開催される各イベントで啓発活動をしたらどうか、町内会等で自転車教室を開催したらどうか、区内の企業を巻き込んでマナー啓発活動を行ったらどうかなどの意見がありました。

マナーの悪い人へ指導する必要がある。そのために、自転車マナーの悪い人に一般市民も注意ができる資格があったらどうか。自転車のマナーの悪い人への指導は警察にお願いするなどの意見がありました。

以上の意見により、検討事項(1)として、自転車が安全に走行できる環境づくりを進める。検討の方向としては、今ある道路の現状を工夫して検討をすることなど。検討事項(2)としては、交通ルールの遵守、マナーの向上を進める。検討の方向としては、自転車走行の交通ルールの理解を広め、自転車利用者のマナー向上の取り組みを検討すると整理しました。

以上ですが、11月21日の朝日新聞ですが、暴走自転車摘発急増、4年前の5倍、未成年が約半数。行政処分の制度がない自転車の場合、交通ルールを守れないと、罰金などの刑事処分を受ける可能性も出てくるということが出ておりました。自転車の交通違反の罰則の例なんですけれども、信号無視とか一時不停止は、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、酔っぱらい運転・酒酔い運転は、3年間の懲役または100万円の以下の罰金、無灯火は5万円以下の罰金、2人乗りの場合は2万円以下の罰金または科料と書いてあります。こういうことを知っている人が本当にいるんでしょうかと思うんですが、罰金を取るのも結構ですけれども、やはり、環境整備をもう少し進めていかなければいけないと思って、我々はそういう検討会を持ちました。

以上です。

葉山委員長 どうもありがとうございました。今の御説明がございましたが、A部会の方々に何か補足説明等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでございましょうか。

佐藤委員 この話が出てから私も自転車ですつと無理して一生懸命走っているんです。そうしたら、街渠のところが一番いいのは、古川町へ行く道路がありますね。あその道路の街渠がすごくきれいなんです。あのぐらいきれいなら、どこでも走れると思うんだね。あれはどうしてあんなよくなっているのかね。ああいうふうになら区内の街渠をきれいにしてもらえれば、自転車が左側通行する場合に、白い線と街渠の間と少しぐらいはみ出していい——本当ははみ出さないように車道を走らなきゃいけないんだけど、車道を走るのはちょっと怖いという場合には街渠の部分を走れるというから、やっぱり区を挙げて徹底的に整備してもらおうということが必要だと思います。

葉山委員長 今、佐藤委員から区民会議の最も重要な提案事項として御意見が出されましたが、その前に、B部会の方々もいらっしゃいますので、それぞれ安岡委員からは事故の実態、あるいは自転車の定義、自転車の走行路の説明、そしてまた、齋藤委員からは、平成20年度の道路交通法改正、あるいはルール、そして行政の取り組み、マナーアップ等、最終的には小林副部長から、今、佐藤委員がおっしゃったように、走行空間の確保がまず大切だということと、併せてルールについての提案がございましたが、御理解いただけましたでしょうか。もしわからない点があったら御質問いただきたいと思ひます。

大体今の説明で御理解いただけたと判断して、それでは、全体で意見交換を行いたいと思ひます。現状と課題について、自転車が走行できる場所、あるいは自転車利用のルールなどについて、これから皆さんと検討していきたいと思ひます。

まずは、今、佐藤委員から提案がございました古川町の道路と、戸手小学校から国道1号線へ移るところの道路、これらの街渠の部分を比較してもらおうと、もうすごい差があります。古川町のところは段差もなく、きれいに側溝部分が整備されていますが、戸手小学校から国道1号線へ出る部分を例にとりますと、がたがたで、ひよつとしたら、自転車が倒れる危険性もあるような状況です。

そんなことで、今、幸区は、安岡委員から説明がありましたが、歩道、歩行、自転車道、それから車道と整備されているところが約4カ所ぐらいしかないんですよ。現実はどうしようかということになれば、街渠部分の側溝を利用するよりほかないという考え方のようでございますが、皆さん、いかがでしょうか。

安岡委員 (ホワイトボードで説明) 今、区役所の前から商業高校に通っている道路ですが、この前説明を受けましたら、手すりがありまして、歩道と区分している手すりのところが、歩道の段差部分から25センチの幅をとらないと、バンパーなどで人をはね

たりなんかいろいろするので、25センチ必ずとっているんですって。車道の外側にある線から段差部分までが50センチか60センチあるんです。これらを足すと85センチあるんですよ。自転車1台十分通れるんです。ただ、これをやるには長い間をかけなきゃだめだと思うんです。でも、これも建築基準法上の42条の2項道路というのがあります。1メートル80センチ以上から4メートル未満のものは将来建て直すときに、4メートルのものにしなきゃならないという規定があるんです。そういうように、道路でしたら、車道ですから、車道と自転車道路と、自動車は入らないんですから、自動車が入らないから、25センチの幅は必要ないと思うんですよ。僕の意見です。

葉山委員長 ありがとうございます。今、検討事項で1番目に自転車が安全に走行できる環境づくりということで、今、重点的にその辺の検討をさせてもらっています。後ほど交通ルールの遵守とマナーの向上について、お話し合いをしていただきますが、今は自転車が安全に走行できる環境づくりについて御意見をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。とにかく規則どおりいろいろやると、本当にはっきり言って自転車が走行できる場所がないんですよ。だから、今、幸区の場合は街渠部分のところを整備してもらって、そこを何とか通れるようにしたいという部会での意見のようでございます。

ほかに何か御意見はございますか。

では、走行空間については、そのような意見でまとめさせていただくということで、あとは交通ルールの遵守とマナーについて御意見をいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。

小島委員 自転車に乗っている人のマナーは、悪いのは本当に悪く、ちょっと左右を見て、車が来ないなと思うと赤信号で行っちゃうんですよ。だから、自動車を運転している側からすると、おっかないですよ。我々自動車が青でしょう。赤信号で行っちゃうんだからね。これは何とかしてもらいたいと思っているんだけどね。

それから、子どもさんを前に乗せて、おぶって、後ろへ乗せて4人乗りの人がいるんだよね。これも危ないと思えますよ。万が一の場合は、4人が事故に遭っちゃうからね。それを注意してもらいたいと思っています。

松世委員 私もほとんど毎日、自転車で仕事に行ったり、買い物に行ったりしているんですけども、今初めて交通ルールについて知ったんですが、意外と皆さん、自転車に乗られている方は知らない人が多いと思うんですね。だから、こういうのを中学校、小学校だけじゃなくて、一般の我々のような人たちにもそういうルールがわかるようなものを開いてほしいなと思えます。今、私も、2本線あるところを自転車は通っちゃいけないというのは、初めて知りました。それはどうしてか、私にはわからないんですけども、そういうところがあるということも、ほとんどの人が知らないんじゃないかなと思えます。私だけかもしれないけれども、そういう交通ルールについて

学ぶ場所があったらいいなと思います。

葉山委員長 ありがとうございます。

安岡委員 線が2本線並んでいる場所は駐停車禁止なんです。それから、1本線のところは駐車してもいいんです。それから1本線のところに波線がありますね。あそこは駐車はだめだったかな。何しろ2本線のところは危ないから駐停車禁止なんです。そういう区分けでやっているんです。

末兼委員 今、A部会で困っているのは、マナーとルールをどうやってみんなに徹底するのかということです。我々が実行部隊でないだけに、どういうふうに提言していったら、どういうふうにみんなに知ってもらえればいいのか、その辺がA部会では一番の課題となっております。その辺でいい御提案がありましたら、ぜひ、ここで御意見をいただきたいと思っています。

成田委員 私もこちらで初めて知ったこともたくさんあるんですけども、小島委員から子どもさんを前後に乗せるというお話があって、20代、30代も自転車事故がすごく多いのを見て、反射神経だけではないんだなということがすごくわかったんですけども、むちゃな運転をしてしまったり、時間がないからと飛ばしてしまったり、無灯火で捕まるということも知らない人も結構たくさんいらっしゃると思うんですね。

子どもに乗せるほうのマナーというの、しっかり命を守る部分ですから、かなり知っていかないといけない部分なんだなということを私も感じましたので、例えば母親学級であるとか。すごく遠い話なんだけれども、確実にお母さんになって、子どもさんに乗せる機会がかなり多くなってくると思うんですね。そういうところで、少しの時間でいいので、例えばチラシを配るとか、知っていく必要、また、知っていくことで気をつけようというようなマナーが身につけられれば一番いいんじゃないかなと思います。

また、もう1つは、今、小学校では交通ルールの話が3年生から初めて行われるんですけども、自転車の乗り方教室は3年生からだと思うんですが、実は小さい子は自転車に乗れるくらいの体力がありまして、3歳、4歳という子でも、もう乗っている子も結構いるんですね。そうすると、一番最初に教えるのはやっぱりお母さんなので、保護者の方、お母さん、お父さんがしっかりと、こういうふうに進んでいくんだよということをきちっとした、例えば、私も知らなかったんですが、2本線はだめなんだよとかということは、きちんと知識として教えていく必要性があるので、まずしっかりと保護者のほう知っていくことも必要なのではないかなと思いました。

葉山委員長 どうもありがとうございます。

今ルールとマナーについて意見が出ておりますが、ほかに御意見はございますでしょうか。

佐藤委員 ルールを教宣する方法として学校でいろいろありますけれども、私はやっぱり

町内会単位でお母さん、おじいちゃん、みんな集めて防災訓練のような形でルール  
の勉強もしたほうがいいと思うんですね。なかなか年寄りと若い人が一緒になってそ  
ういう勉強をする場所が少ないから、自主防災とかそういうときに、あれに見合ったよ  
うな形で、まちの中で実際に自転車でみんな集まってルールの勉強をしてもらう、警  
察に来てもらうとか、いろんなことをしたほうが、実効が上がるかなと思うんです  
ね。

私ら、パトロールしても、やっぱり一番怖いのは子どもじゃないんです。大人なん  
です。無灯火で飛ばしていくんです。夜パトロールしているとき、ぱっと飛んでく  
る。それを止めるんだよ。そうすると、怒るんだよね。そういうときに無灯火で走っ  
てくるから、こっちも怖いんだ。ライトをつけなきゃだめだよ、はい、わかっている  
よと言っても全然つけないで行っちゃうんだよね。そういうのを含めると、まちぐる  
みでやっていく方法を考えたら、これはかなり実効が上がるんじゃないかと思うん  
です。ぜひそんなことで進めてもらいたいと感じます。

齋藤委員 人を捕まえてという話じゃないんですけれども、注意をしていくというこ  
とで、それは本当に大切なことだと思っています。

自分も含めてなんですが、車の免許を持っている方は、何年か経つと、免許の更新  
をするときに講習などを受けるんですが、やっぱり細かいルール、交通法規ですとか  
忘れてしまうところがあるんですね。また、特に免許を持っていない主婦の方という  
のは、交通ルールというものがなかなかわからなかったりですとか、車の動きがわか  
らないということがよくあるそうなんです。ですから、やっぱり町内会単位で大人  
の方に対しての交通ルールやマナー教室を積極的に開催できたらなと思っています。

葉山委員長 ありがとうございます。まだほかに御意見はございますでしょうか。いろ  
いろ貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。いずれにしても、先ほど末  
兼部会長からルール、マナーについてどうしたらいいかということの発言がございま  
したが、小島委員から、赤信号でも走る、それから子どもを前後に乗っけて走る、あ  
るいはそのルールについて、2本線の場所は走ってはいけなかったんだとか、今初め  
て知ったとかという意見が出ましたが、ルール、マナーの啓発をどうするかというこ  
とかと思いますので、今回そういう問題が出ましたので、部会でまた次回に検討して  
結論を出していただきたいと思えます。

ほかに御意見はございますか。

庄司副委員長 自転車は車であるという認識は、乗っているとつい忘れてしまうんです  
よね。いつでも止まれるから安心というような安易な気持ちで乗っているということ  
をすごく私も感じたんです。車だということを感じると、やはり交通ルールにのっ  
とって動けなくちゃいけない。とすると、今の道ではとても怖くて走れないという状  
況で、最初のところで路側帯と街渠をうまく利用して、道幅を自転車が通れる道を  
広げ

るというのはすごくいいアイデアだなと思うんですね。ぜひいい方法を見つけてほしいなと思います。

葉山委員長 今、庄司副委員長からは自転車の走行空間についての御意見がございました。ありがとうございました。

時間の関係もございますので、ここでよろしければ、庄司副委員長から今まで出た御意見等を含めまして御確認をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

庄司副委員長 それでは、自転車に係わる交通安全について確認をしていきます。

現状と課題です。自転車と歩行者の分離など、自転車の走行環境が十分でないということがわかりました。また、自転車が車両であることの認識や交通法規の理解が不足していることなどから、交通ルールと自転車利用のマナーが守られていないという現状があります。

そして、その解決のためにどういうことをしていくかということ、自転車の走行環境の改善を働きかけるとともに、地域での交通安全の取り組みを広めて、自転車の暴走や自転車事故を減らしていく方向での提言を検討していく。その検討として、1、自転車が安全に走行できる環境づくりを進める。その方向として、今ある道路の現状を工夫して検討していく。2として、交通ルールの遵守、マナーの向上を進める。その方向として、自転車走行の交通ルールの理解を広め、自転車利用者のマナー向上を進める取り組みを検討するというまとめがあります。そしてまた、本日の意見としては、マナー教室をぜひ開いてほしい。1つとしては、母親学級など、親子乗りをする場合の注意など、保護者の方がまず知っていく必要がある。それから、町内会などを活用して、まちぐるみで進めていく必要がある。それから、走行環境づくりについては工夫をぜひ進めてほしいという意見がありました。

以上です。

葉山委員長 どうもありがとうございました。それでは、まだ意見があろうかと思いますが、A部会の中間報告は、これで終了させていただきます。

## (2)「地域におけるごみ減量化・リサイクル」について

葉山委員長 続きまして、B部会のごみ減量化・リサイクルについて、検討経過、具体的な検討状況について、今井部会長から御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

今井委員 今井です。よろしくお願いたします。子育て・環境・魅力づくり部会から、審議テーマ、ごみ減量化・リサイクルについての部会検討の中間報告を行います。

部会検討の報告内容といたしましては、1、部会検討の経過、2、ごみ減量化・リサイクルに係わる現状と課題、3、検討事項、検討の方向です。

1の部会検討の経過については、私から説明させていただきます。2のごみ減量

化・リサイクルに係わる現状と課題については根本委員から御説明をいただきます。

3、検討事項、検討の方向性については松世副部長から説明いたします。

まず、1の部会検討の経過といたしまして、9月、10月と部会を開催いたしまして、市内、区内でどのような取り組みが行われているか。ごみ減量化・リサイクルに係わる現状と課題について、環境局からの説明などにより整理いたしました。また、現状と課題を踏まえ、具体的な検討事項と検討の方向性などを検討いたしました。本日、現状と課題、具体的な検討項目について説明して意見交換を行います。今後、本日の意見をもとに、次回の区民会議までに部会検討をまとめていきたいと考えています。

それでは、2番、ごみ減量化・リサイクルに係わる現状と課題について、根本委員、お願いいたします。

根本委員 根本です。ごみ減量・リサイクルに係わる現状と課題、これは環境局から説明を受けているわけですが、私からは、現状をここで説明いたします。

川崎市におけるごみの減量化とリサイクルの概要ですけれども、ごみの種類ですけれども、資源物と粗大ごみ、あるいは小物金属と分かれていますけれども、こういう資源ごみは、ここにあるとおり、空き缶、ペットボトル、空き瓶、それから使用済みの乾電池、粗大ごみにおいては30センチ以上の金属製品を回収する。50センチ以上のものは大きいので、なかなかできないということです。それから小物金属、これは30センチ以上の金属を回収していく。例として、なべとかやかんですけれども、大きいものであれば、切断して30センチに切って出せば回収は可能です。そういう形で回収をしていく。普通ごみですけれども、普通ごみは、今は紙とか生ごみとか、その他のごみはいろいろ入っていますけれども、これは普通ごみとして出せるものと出せないものがありますけれども、普通ごみになるものしか入れてはいけないものを選別して出すという形です。

以上、大まかにこういうふうになっております。

川崎市内の施設の分布図ですけれども、今回お話しするのは、時間の都合上、幸区はどのようなルートで行き先があるかということ、普通ごみは堤根処理センターへ運ばれます。幸区の加瀬クリーンセンターで地域から集めてきたごみを1度積みかえて、あるいは資源物とかそういうものは全部仕分けをしまして全部運搬する。行き場所ですけれども、浮島処理センター、そこで処理されて、最終的には埋立地である浮島埋立最終処分場へ運ぶというふうになっております。

資源ごみは堤根処理センター資源化処理施設へ運ばれます。もう1つは南部リサイクルセンターに運ばれます。そのようにして運ばれていきます。

粗大ごみは浮島処理センター粗大ごみ処理施設へ運ぶということになっております。その中で紙の資源化は回収して、随分進んでおりますけれども、ここにあるよう

に、段ボールとかトイレットペーパー、これは代表的なものですけれども、こういうふう生まれかわって製品化されていく。

それから、ペットボトルも回収していますけれども、これもリサイクルされて製品化されていく。これはほとんどお店に見かけるものですね。衣類、卵のパック、ペットボトル、あるいはほかの容器、ビニールひも、事務用品——ボールペンですね。こういうものに生まれかわります。

次に、家庭ごみの排出状況、普通ごみですけれども、平成18年度は14年、16年度に比べて減ってきている。30万8769トン、普通ごみ以外のその他のごみが3万4363トン、両方合わせて34万3132トンとなっていますけれども、今少しづつは減っております。幸区はこれから住宅が建設されて、多分20年度は相当増える可能性が出ていますので、この数字では収まらないと私は考えております。

次に、1世帯当たりの排出量、平成18年度ですけれども、家庭ごみの年間総量、幸区は少ないですけれども、これは人口の関係でこのように差があって低くなっていますけれども、3万2343トン、それから1世帯1日平均収集量2キロ、全市では2.2キロです。やはり幸区は小さいのでこの2キロで収まっている。一番少ないのが中原、1.9キロ、7番目、川崎区が2.6、幸区は2番目に少ないというふうになっております。

なぜ中原が少ないのかなと思うんですよね。人口は幸区より多いはずですので。やっぱりそれだけ力が入っている部分もあるんじゃないかなと私は見えていますけれども、このように差があるということも考えなきゃいけないということも初めて統計を見るとそういうふうになります。

ごみの内訳ですけれども、17年度、一番多いのが紙類で、全体の45%を占めていますが、依然として紙のごみが非常に多いということが、このグラフでははっきり数字的に出ている。

家庭ごみの処理の原価、普通ごみを収集した場合、1トン当たり3万9271円、粗大ごみの場合、17万1281円、空き缶11万8948円、空き瓶11万4905円、ペットボトル収集23万1789円、非常にペットボトルに費用がかかっているということで、これもペットボトルの使い方もこれから考えていかなきゃいけない。ただ収集するだけではなく、使い道をどのようにしていくかということです。使い切り捨てという形はとらない方法に持っていかなきゃいけないと、この数字を見ても感じます。

一般廃棄物処理の現状と課題としては、平成40年には埋立処分場が満杯になりますということですので、来年は平成20年ですから残り20年、もっとごみが増えると、40年と設定していますけれども、もっと早くなるということは言えると思います。

資源物も含めたごみの総排出量は依然として高水準で推移し、発生・排出抑制が進んでいない現状であるということが、今までの統計ではっきりしていると思います。

資源集団回収量の停滞や分別収集の遅れによって、資源化量が伸び悩んでいます。

ごみ処理費用は年間170億円を超えており、効率的な廃棄物処理事業を行う必要があります。確かにすごい金額ですので、これを減らすには、どのようにごみ処理をするかも考えなきゃいけないなということも言えると思います。

情報の共有化の推進としては、情報を積極的に提供し、環境学習の機会を広げていく必要があります。これは、子どもさんから大人に至るまで環境教育は絶対必要であるということも、統計上の数字等を見ると、確かにそう思えて仕方がないと思います。

かわさきチャレンジ・3Rの推進、リデュース（ごみの発生・排出抑制）、食べ残しをしない、買い物袋を抑制する。リユース（再使用）、瓶のような再度使えるものを増やす。リサイクル（再生利用）、やむを得ず出たごみは可能な限り資源物にするということです。これはみんな名前を知っていても、どういうふうになるかというのはなかなかわかっていない人もいますので、これも環境教育の中で入れていくようなことだと思います。

川崎市では、平成15年度を基準に平成27年度までに次の目標を設定しています。ごみの発生抑制の推進、市民1人が1日に出すごみを180グラム減量するという目標を設定しています。これは言うならば、茶わん1杯分の量を減らすと。15年度では1308グラム。

リサイクルの推進として、市全体の資源化量を20万トンにするということですので、15年度の場合は12万トンということになっております。

焼却量の削減として、ごみの焼却量を13万トン削減する。15年度50万トンから27年度には37万トンにするというふうに設定されております。

ごみ減量化・再資源化への取り組みとしては、市民の皆さんとともに、廃棄物減量指導委員制度、資源集団回収の奨励などを実施しているということです。事業者の皆さんとともに、リサイクルエコショップの認定など、行政の取り組みとしては、リサイクルコミュニティセンターの開設、出前ごみのスクール、ふれあい出張講座なども実施されているということです。今モデルで行われておりますけれども、これから全市的に行われると思います。

ミックスペーパー分別収集モデル事業の拡大ということで、これはなかなか細かく紙の種類があるので、例えば、お菓子の箱とか、小さいものでいえば、こういうものを再資源化するという形で回収するわけです。ただし、中に包まれているほかの材質があると、それはできませんので、例えば、この中にアルミ箔が中に張られているとか、ビニールが張られている、牛乳パックがやっぱりそうですよね。あれははがさないといけないということがありますので、そういうものもきちっとわかった上でやらないと、このミックスペーパーは何でも出せばいいというわけではありません。出す場合に紙の袋に入れて縛って出すという形になっておりますので、これは今いろいろ

問題が起きていますけれども、それは後で申し上げたいと思います。

ミックスペーパー分別収集モデル事業として、平成18年11月から川崎区、幸区の一部地域で普通ごみを収集しない日にモデル実施しています。平成18年度11月から戸手本町1丁目、2丁目、約2400世帯、19年度4月から小倉の一部で実施、5000世帯を対象にしています。

ミックスペーパー分別収集モデル事業の課題としては、1世帯1日当たり92グラムが目標ですが、実績値は半分程度、普通ごみの中に約9%のミックスペーパーと約12%の資源集団回収の対象古紙が混入しているということです。ミックスペーパーとして出されていたものの中に、資源集団回収の対象古紙が約13.5%も含まれているというふうに現状はなっています。

資源集団回収事業とは、市内の家庭から排出される資源化物（古紙、古布、生き瓶）を市民が集団で回収する事業で、回収された資源化物はリサイクル業者に引き渡され、リサイクルされます。廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、助成しています。回収事業実施団体奨励金キロ3円、回収業者は報奨金キロ1円というふうになっています。

資源集団回収量・普通ごみ収集量ですけれども、18年度は30万8769トン、資源集団回収量51.519トン、合計で36万288トンということで、前年度から見れば、18年度は若干減っておりますけれども、これもそんなには変わらないで推移していくのではないかなと思います。

焼却した場合とのコストの比較、平成18年度資源集団回収量がごみとして焼却されていたらこのようになりますので、5万1519トン掛ける3万9000円イコール合計20億円というふうに数字的には出ます。このように、もし焼却されてしまうと、これだけかかってしまいます。

資源集団回収事業の経費としては、5万1519トン掛ける報奨金3円プラス報奨金1円で2億円が出されています。

資源集団回収を活用すると、ごみ減量、資源の有効利用が図れるだけでなく、処理に係る経費が10分の1になります。

それから、報奨金の使い道ですけれども、報奨金の用途は特に指定はされていません。町会や自治会の運営費、PTAでは学校主催のイベントや子どもの安全の取り組みなどに使用され、地域で還元されています。先ほどの報奨金はそういうふうに使われています。18年度には報奨金交付額が約1億5000万円というふうになっております。

資源集団回収事業の現状、回収量の伸び率について、18年度ですけれども、5万1519トン、回収量対比では99.2%、団体の数ですけれども、登録団体が1044、交付団体数が1034で99%の交付率になっている。1団体当たりの回収トン数は49.8トンとい

うことです。

平成16年度から18年度の3年間で実施したものですけれども、回収量は700トン減少しています。登録団体数は93団体減少、平成18年度に登録団体が激減していますが、2年間継続して交付申請のない団体の登録を抹消したためだそうです。奨励金の交付を受けている団体は微増となっています。

区別回収量の推移ですけれども、18年度は回収量が若干落ちているということですが、この辺も団体数の減った数が影響しているのかなという感じも見てとれると思います。

平成16年から19年の間の区別登録団体数の推移ですけれども、16年度、17年度は非常に多かったです。18年度が落ちて、19年度が100という登録団体になっております。

1人当たりの回収量（平成18年度）は、人口は平成19年4月1日現在のものです。幸区の場合は14万5082、1人当たりの回収量が36.6ということです。これは人口の関係で少ないと思いますけれども、これからもここはちょっと上がっていくと思いますので。

資源集団回収事業実施団体の内訳ということですが、一番多いのはマンション、団地、それから寮、社宅とか、そういうところで大体64%が回収されているということです。その次は町会とか子ども会、そういうところから回収は行われています。

川崎市における資源集団回収事業の目標ですが、市内全域で古紙類4品目（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック）回収を実施します。月2回以上の回収回数を確保するということです。それから、平成21年度までに回収量を6万5000トンに増やすということになっております。

それから、これから川崎市の今後の検討・確認事項ということで(1)(2)(3)とあります。

地域への拡充策の実施、ミックスペーパー収集が平成22年度に全市実施予定のため、資源集団回収の拡充が必要である。

(2) 市民への広報の充実、回収場所地図を電子化することによる情報の共有をする。

(3) 回収品目の補完回収、平成19年6月、11月に古着類拠点回収をモデル実施するということです。

それから、検討事項、検討の方向性ということで、ごみの減量や再資源化を進めるためには地域でどのような取り組みを行えるのか、それも検討する必要があります。それらの取り組みが広がっていくためには何が必要なのかも考えていかなければいけないということです。以上、現状は今述べたとおりですので、よろしく願いいたします。

葉山委員長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、検討事項と検討の方向性、今ちょっと根本委員のほうで踏み込んでもらったんですが、松世副部長から御説明をお願いいたします。

松世委員 部会の検討状況の前に、ちょっとミスプリントがありましたので、訂正をお願いしたいんですが、3ページ、ごみの種別のところですが、資源物、粗大ごみ、小物金属のところ、30センチ以上の金属製品と書いてありますけれども、これは30センチ以下でございます。

それでは、部会の検討状況について、御報告させていただきます。

先ほど根本委員から川崎市のごみ減量化・リサイクルに係わる現状と課題を報告させていただきましたが、それを整理し、部会では、ごみ減量化・リサイクルを地域で進める具体的な検討事項、検討の方向性を話し合い、次の3つの事項を中心に検討を進めています。

検討事項の1つ目は、ごみを減らす取り組みとして、レジ袋ではなく、マイバッグを利用することです。マイバッグの利用を促進するためには、商店街と一緒にマイバッグ利用を奨励する取り組みなどを検討していきたいと考えています。

2つ目が、出前ごみ講座などを開催して、地域で3Rの取り組み——先ほどの川崎市で奨励しているリデュース、リユース、リサイクルですね。その取り組みを知ってもらうことです。川崎市では環境教育、環境学習に取り組んでいて、各小学校に環境局の職員が出向いて、出前ごみスクールとふれあい出張講座を行っているということですが、回数がまだ少ない状況です。区民1人1人がごみの減量、資源化の必要性を理解して協力してもらうことが必要ですので、検討の方向としては、この環境局で行っている講座を町内会などとの協力により、もっと多くの地域で開催していくことを検討したいと思います。

検討事項の最後は、地域での資源集団回収を広めていこうということです。検討の方向としては、実施地域は多いんですけども、実施回数にばらつきがあります。毎週身近な地域で資源集団回収が行われるよう検討していきたいと思います。また、転入者などへのPRも必要と考えています。

以上、部会の検討状況について、報告させていただきました。

葉山委員長 どうもありがとうございました。B部会の委員から補足説明等がございましたら、よろしくをお願いいたします。いかがでございましょうか。

殊にないようでしたら、全体での意見交換を行いたいと思います。現状と課題を整理して説明してもらいましたが、ごみ減量化やリサイクルの取り組みの確認をしておきたいと思います。いかがでございましょうか。

佐藤委員 多分後ろのほうと関係するんですけども、8ページの「一般廃棄物処理の現状と課題」というところに「伸び悩む資源化量」とあるでしょう。「資源集団回収量の停滞や分別収集の遅れ等によって、資源化量が伸び悩んでいる」ということがありま

すよね。これは後ろのほうの今後の対策のところの17ページの資源集団回収事業実施団体の内訳とありますね。この内訳とすごく関係があると思うんです。マンションや団地等については、1カ所に置けるわけです。地域においては資源を置く場所がないんです。そうすると、その回数が大変問題になる。そうすると、資源を集める業者をどう調整してもらうかなんです。その辺については、どういう見解があるのかなと思うんです。

松世委員 団地以外の一般家庭の方は、なるべく身近なところにそういう資源回収の場所を設けて、それを毎週回収車が回ってこられるような場所をつくっていく、要するにマップをつくりながら、そういった資源回収の場所も数多く、普通ごみを出すよりも少ないですけども、なるべく多くそういう場所ができるような仕組みを考えていたらいいんじゃないかなと思っております。

佐藤委員 なぜそういう質問をしたかということ、私のところはミックスペーパーのテストをやっているんです。このミックスペーパーを全部実施したら資源回収、分別収集はすごく進むんです。なぜかということ、ミックスペーパーはどういうふうを集めるかという説明をしないとしようがないですね。これがミックスペーパーですよという説明をしてもらうためには、これは資源に出すのかという分別を全部しなければいけない。

私は戸手本町2丁目で、今ミックスペーパーの回収が実施されているんですけども、そのために何回も何回も役員や町内会長を集めて、それはミックスペーパーに出してはいけませんよ、これは出さないよということで、うんと説明したわけです。そうすると、みんな、なるほど、ミックスペーパーに出すのは、こういう紙ならいいんだなという勉強をしたもので資源回収や何かはできるんです。それはすごく勉強になりまして、今順調に進んでいるんですけども、これを全市でやったら、各町会に全部説明会をしないといけないんですね。これは出さなきゃいけないんですから、どうしても説明すると、出す人が来て勉強するんですよ。じゃ、これを出していいなと。これは早くミックスペーパーを全世帯で回収するようになれば、この分別収集はうまくいくと思うんです。

その中で資源回収の問題がやっぱり課題なんです。資源回収というのは新聞だとか雑誌だとか、そういうのでしょうか。それは業者が持っていくとか、団体があつて、うちのほうは子ども会をやっているんですけども、子ども会をやるのに2カ月に1回だったんです。なぜ2カ月に1回かといったら、集めるのが大変だというんです。お父さんがしょっちゅう来てくれればいけれども、お母さんたちだけであちこち家庭から出ているものを運んでトラックに積むのが大変というようなことで、それを毎月やれといったらとてもできないというんです。

そうしたら、業者へ頼んだら、業者は、いいですよ、1カ月に1回だったらば、う

ちの前にごみを出すところに置いておいてください、業者が全部回って持っていきますよというんですね。こんな業者はなかなかいないらしいですよ。とんでもない話だ、そんなにぐるぐる回れるか、だから、町内会のどこか1カ所に神社か何かに集めてくれとか、集会所へ置いておいてくれという業者が多いんだと。だから、その辺の業者がそういうふうに協力する体制が今あるのかどうか。業者は儲からないからそんなことはやらないよというのか。それがなかったら、この資源回収で出しても、出すほうが、毎回やってもいいんだけど、集めに来る人が来ないからしょうがないんじゃないかと言われると、それで終わりだよ。その辺をどう改善するかなというのが大切なところじゃないかなと思うんです。

松世委員　うちのほうは下河原小学校地区なんですけれども、古市場なんですけど、週に1回PTAが資源回収をやっております。それで、ぼろ切れだとか新聞とか、それを毎週1回、下河原地区ですので50カ所ぐらいあるんでしょうか。本当に普通ごみを出すぐらいのところがぼんぼんとあるんですけれども、本当に家の近くに出せばいいようになっています、それがもう20年以上続いています。その業者さんが毎週木曜日なんですけれども、回ってきてくださいます。だから、毎週ですので、皆さん、量もかなりあるんです。わかっていらっしゃいますので。

そういうふうに定着していくと、業者さんもかなりの量ですから、喜んで運んでくださるんじゃないかなと思うんですけれども、なかなかそこまでいくのが大変かなと思うんです。それをどういうふうにして今後幸区でやっていくかという課題があると思うんですが、その方向性で週に1回、それが月に1回になると、皆さん、今度集めるほうも大変、業者も集まらなくて持っていかなくなっちゃうという問題も出てくると思うので、B部会では週に1回ぐらいそういう回収をしてもらうような方向性を考えています。

葉山委員長　ありがとうございます。下河原地区がモデル地区みたいな感じで、ほかの地区もそういうふうになればいいと思います。

佐藤委員　こういう業者はいますよ。

松世委員　業者はちょっと私もわからないですけれども、学校に聞けばわかると思います。

佐藤委員　その業者が大変だよというんだね。だから、いい業者を紹介してもらってやってもらえば、これはいいことですよ。

松世委員　何でも持って行ってくださいますので、段ボールからぼろ切れから新聞から、本当に便利にしています。

佐藤委員　だから、このミックスペーパーの中に資源回収用の新聞紙が13.5%も入っているというんだね。なぜ入っているかというのと、とにかくじいちゃん、ばあちゃんは新聞を持ってきても、うちに置いておくと危ないと。だから、月に1回しかやっ

いところはたまっちゃうわけだね。品物としてはミックスペーパーには新聞のほうがいいわけだよ。製品がいいわけだから、入れてもいいでしょうと入れちゃうんだって。その辺がやっぱり収集との関係が出てきますね。

葉山委員長 ということは、環境局から何回も出前講座をしてもらって、その辺の意識を徹底するという必要があろうかと思えますね。

末兼委員 今御説明いただいた川崎市としての取り組みはよくわかったんですが、では、幸区民としてどういうふうに取り組むのか、目標値ははっきり言って、この中に出ていないんです。例えば、ミックスペーパーでも多摩区では1人当たり54キロですか、幸区では36キロ、約7割しか出ていないので、今後、この区民会議で取り上げて50キロまでにするのか、そういう目標値を1つずつ挙げて、みんなで取り組んでいけばいいんじゃないのかと思えます。

齋藤委員 最後のページの「出前ごみ講座を等を開催して、地域で3Rの取り組みをしてもらいましょう」ということですが、リデュース、リユース、リサイクルということですね。

横浜市ですと、ごみ収集車ですとかいろんなところで、横浜G30、50%減量ということでやっているそうなんです。たまたまそれは中田市長の話をちょっとあるところで聞いたんですが、市役所の職員さんですとか区役所の職員さんですとか、とにかく職員さんたちの名刺にもG30と書いてあると。当然収集車にもG30と書いてある。言葉で言ってしまうと忘れてしまうことがあるので、とにかく視覚で訴えようということをしているそうです。そのおかげで30%近く減量できたということで、いろんなところに還元しているということをおっしゃいました。

ですから、川崎でも、収集車で音楽を流していますね。「愛の街かわさき」でしたっけ、あれをBGMとして、この3Rを推進しましょうということをどんどん放送というか、流していけばいいのかなと思うとともに、幸区としてもいろんなステッカーをつくって、ごみの集積所のあたりにいろいろ張っていてもいいのではないのかなと思っております。とにかく視覚で訴えることも大切じゃないかなと思っております。

葉山委員長 貴重な御意見、ありがとうございます。

根本委員 先ほどミックスペーパーを後でお話ししますと言いましたけれども、モデルの小倉ですけれども、今、袋に入れて縛って出すとなっていますけれども、なかなか紙袋に入れて出すという人が少ない、問題が起きているということで、これは区でやることじゃないので一応要望ですけれども、買い物袋でもビニールのレジ袋でも入れて出すようにしていただけないかというのが結構あるんです。そういうことを川崎市ではやっていませんけれども、ほかの都市ではビニールのレジ袋でも普通の買い物の大きい袋に入れて出しているところもある。それでもオーケーとされていますので、これはぜひともやっていただきたいなということをお願いいたします。

それと、3番の検討事項、19ページ、ごみを減らす取り組みとして、レジ袋ではなく、マイバッグを利用しようということですがけれども、この推進をしていこうということで、部会で検討しましたがけれども、このことをやるにおいて、市民と行政と企業、この3者が協定を結ばないと、なかなか推進できないと思います。それはなぜかということ、循環型社会を推進するためには、それをまず手がけていかなきゃいけない。これは3者で協力することによって推進が早まることは間違いないと思います。だから、エコ制度という形のようなものをつくらないと、なかなか推進できないと思います。

それと、これはほかのところでは無料でマイバッグを配布しているところもあるわけですが。これは区ではちょっとできないので、ちょっとこれは市で考えなきゃいけないとは思いますがけれども、もし幸区でやるとなれば、マイバッグを推進する制度そのものをつくらなきゃいけない。それと同時に、マイバッグだけでなく、エコ風呂敷をセットで持ち歩くようにすれば、風呂敷なら割とすぐ小さなところでもどこでも入れて持ち運びできますので、スーパーなんかで見ていると、1万円ぐらい買くと、レジ袋を3つも4つも入れてもらっているわけです。風呂敷があれば、そういうことをしなくて済む。資源を大事にするという意味でも、そういう形をとったほうがよろしいんじゃないかなとは思いますが。そういう意味において風呂敷も、ここに入っていないけれども、追加していただきたいと思います。

以上です。

葉山委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見はございますでしょうか。

佐藤委員 今、根本委員から言われたミックスペーパーの袋なんですけれども、これは私たちが袋というのは大変なんです。ビニールを使うのも大変なんです。何でかといったら、ばしゃっと入れて、溶かしちゃうんだって。だから、ビニールをやると言ったんだけれども、そうすると、今度ビニールだと、全部また開けてやらなきゃいけないから、また手数がかかっちゃうということですね。だけれども、今度は袋がないんだよ。つるつるした袋はだめだというんだよ。紙袋じゃないとだめだと。それはいっぱいあるうちはいいよね。その袋を探さなきゃいけないんだね。確かにそれが合理的にビニールでやってもらえれば、こんな楽なことはないのは間違いありません。技術的にそれができるのかどうか。現場を見ると、かえって手間がかかっちゃうというようなことで、それも溶かすから。溶けるやつならいいんだらうということ、じゃ、ビニールの封をするときに、飛び出ないように、このぐらい少しセロテープをはって出すわけでしょう。そのぐらいなら機械でやると、はじけるんだって。だから、ホッチキスでもはじける。最初はホッチキスを全部とれというので全部とっていたんだけれども、それは機械で大丈夫だよと、はじけるといったけれども、そのビニールだけは、どうも何ともならないらしいんですね。そういうのは技術を持って進めてもらってや

れば楽だと思えます。

安岡委員 意見ではないんですけども、隣の韓国では5種類の分別ですよ。それから、アメリカのロサンゼルスは4種類の分別をしていますからね。

葉山委員長 参考意見として御意見を伺いました。ほかに御意見はございますか。いろいろ御意見をいただきましたが、ここで本日の意見を確認させていただきます。庄司副委員長からよろしくをお願いします。

庄司副委員長 それでは、ごみ減量化・リサイクルについてまとめていきます。地域でのリデュース、リユース、リサイクルを進める取り組みを検討し、提案していくということでB部会では検討してまいりました。

検討事項、検討の方向性として3つあります。1つとして、ごみを減らす取り組みとして、レジ袋ではなく、マイバッグを利用しましょう。これは商店街と一緒にマイバッグ利用を奨励する取り組みなどを検討していく方向性です。

2番目として、出前ごみ講座等を開催して地域で3Rの取り組みを知ってもらいましょう。環境局の出前講座を町内会などとの協力で、もっと地域で行うことを検討していきましょうという方向です。

3つ目として、地域での資源集団回収を広げましょう。これは身近な地域で毎週回収することを検討していきたいという方向性です。

本日いただいた意見としては、こういったいろんな取り組みをステッカーだとかもって視覚等に訴えて、広報する、アピールしていく方法を検討していくのはどうかというのが1点。もう1つ、ミックスペーパーの分別が進んでいくと、ほかのものの資源の分別も進んでいきます。また、出し方の徹底などにつながりますという意見、あと目標値、集団回収なり、いろいろごみの減量などについても、幸区としての目標値を設定してはどうかという御意見、それから、マイバッグ推進の協定などを結んではどうか。あと、風呂敷の有効利用などというような意見が出されました。

以上です。

葉山委員長 ありがとうございます。

それでは、いろいろな御意見をいただきましたが、各部会では、これらの意見を踏まえまして、次の区民会議までにその取りまとめをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(3) (仮称) さいわい区民フォーラム～区民会議発 つなげよう地域の力・地域課題の解決に向けて～の共催について

葉山委員長 それでは、協議事項の2番目、「さいわい区民フォーラム～区民会議発 つなげよう地域の力・地域課題の解決に向けて～」の共催について、区民会議の取り組み、提言した内容などを報告するとともに、地域の課題解決に向けてより一層区民の

参加を呼びかけるフォーラムを区役所と区民会議と共催で行うということについて、事務局から御説明をいただきます。お願いします。

事務局 事務局から説明させていただきます。お手元の資料の1-1というふうにホッチキスでとまっている3枚目のところに資料3がございますので、資料3を御覧いただきたいと思います。

(仮称)さいわい市民フォーラムを区役所と区民会議の皆さんで共催して開催することについて御意見をいただきたいと思います。

開催の趣旨は、資料3にありますように、第1期幸区区民会議の2年間の取り組み、提言いただいた内容などを報告するとともに、地域課題解決に向けてより一層区民の参加と協働を呼びかけるというものでございます。

このような趣旨を表すサブタイトルとして、仮に「区民会議発 つなげよう地域の力・地域課題の解決に向けて」、このような形でさせていただいております。

日時についてですが、3月の土曜日を候補日としてお示ししております。最初の候補日が平成20年3月15日の土曜日の午前でございます。この日は午後、幸市民館のホールで区役所主催の幸区民音楽祭を開催いたしますので、重ならないように、午後ではなく、午前を候補日とさせていただいております。もう1つの候補が3月8日土曜日でございますが、午前中または午後でございます。ただ、この日は幸市民館で幸文化センターまつりが開催されているため、これは2番目の候補日とさせていただいております。また、会場として幸市民館が利用できませんので、区役所の会議室を想定しております。行う時間につきましては2時間程度での実施を想定しているところでございます。

内容としましては、お手元の資料にありますように、アトラクションのようなもの、例えばミニコンサートのようなものなど、また、提言の内容の報告と提言に対する地域での今取り組んでいる取り組み事例などを報告するというようなものでございます。1つの例でございますが、区民会議の委員の何名かの方がパネラーとなって報告するような形などをイメージしているところでございます。具体的なフォーラムの内容などについては、また各専門部会が開催されますので、そのときに御意見をいただきながら、企画運営部会と区役所で検討を進めていくような形を考えているところでございます。

また、先日、企画運営部会を開催しましたが、そのときに保育を希望される参加者の方への対応が必要との御意見をいただいておりますので、そのような対応をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

葉山委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありましたとおりでございますが、実施していくことでいかがでございましょうか。よろしいですか。

菅野委員 お伺いしたいんですが、7区の全体でやる市民自治創造フォーラムはいつごろやられるのか、ちょっと調べていただけないのでしょうか。今年は実行委員会の中で、市民自治創造フォーラムでは展示物もやるという方向も出ているそうですが、展示物があるとすると、まちづくり推進委員会として、百合ヶ丘まで持っていかなきゃいけないんです。その準備があるものですから、その点、市に7区交流会だとか何かでやっている市民自治創造フォーラムはいつごろなのかだけ調べていただきたい。

以上です。

事務局 わかりました。これを計画するに当たって総合企画局などにも日程を確認しましたが、まだ調整中ということの話でございましたので、その辺も追って確認して、わかりましたら御連絡をさせていただきたいと思っております。

葉山委員長 ありがとうございます。このフォーラムを実施していくという形で進めさせていただきます。日時については1案、2案がございましたが、1案の3月15日はいかがでございましょうか。殊に意見がないようでしたら、3月15日の午前中で検討させていただきます。

具体的な内容につきましては、それぞれA部会、B部会が開かれますので、そこでまた改めてこのフォーラムについての御提案をいただいて、それぞれ委員さんの意見を伺っていただきたいと思っております。

最後に、このまとまったものを企画運営部会と区役所とで詰めるということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

葉山委員長 ありがとうございます。

## 2 報告事項について

### (1) 幸区区民会議からの提案に対する取組について

葉山委員長 それでは引き続き、報告事項として区民会議からの提言に対する取り組みについて移らせていただきます。この件につきまして、事務局から御説明をいただきます。

事務局 区民会議からの提言に対する取り組みについて報告いたします。

お手元の資料4を御覧いただけますでしょうか。A3の横の大きさの4枚組みと5枚目に保育所での絵本の読み聞かせの案内チラシ、6枚目に幸区で行います子育てヘルパー養成講座参加募集のミニポスターが添付されている資料でございます。

まず1枚目を御覧ください。表の見方でございますが、表の左側が区民会議から提案をいただいている項目でございます。真ん中の欄が提言に対する実現に向けた区の取り組みの方向性を示しております。右の欄が現在までの取り組み状況の記載となっております。

右の欄のところを御覧いただきますと、前回までに報告した内容につきましては、丸印を示させていただいております。その後実施されたもの、新たに進んだものについては四角の印で示していますので、今回は四角印のところを報告させていただきたいと思います。

1枚目を説明いたしますが、まず地域防災活動の推進でございます。提言1の22カ所の避難所で避難所運営会議を立ち上げ、訓練を実施するという提言でございますが、区役所の取り組みの方向性は前回報告させていただいておりますので、省略させていただきます。

一番右側の欄のところでございますが、提言に対する取り組みの状況としまして、四角印のところでございますが、まず7月に南加瀬中学校、西御幸小学校、下平間小学校の3つの避難所で運営会議を開催しましたが、その後、新たな地域としまして、9月に塚越中学校、古川小学校、10月に小倉小学校、11月に看護短期大学でも実施をしているところでございます。

また、昨年度から行っております防災啓発事業の防災フェアの日程が、平成20年1月18日の金曜日の午後、幸市民館で開催する予定が決まりました。内容としましては、講演会、また、幸区役所から中越沖地震のときに職員を派遣しておりますので、災害支援活動に参加した幸区役所の職員による活動報告など、あと、関係する展示などを予定しているところでございます。

続いて、提言2でございます。避難所運営訓練、また、自主防災組織に民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの参加を図って、要援護者の方の安否確認など、支援体制づくりを進める項目でございます。

右側の取り組み状況でございますが、9月2日、区の本部訓練に併せて、この写真にありますように、幸区社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しました。また、全市的な取り組みとしまして、災害時要援護者避難支援制度が12月から実施されることが決まったところでございます。この要援護者の避難支援に関しましては、11月18日、幸区の自主防災連絡協議会で秋の防災訓練を現在の御幸小学校、旧河原町小学校で実施されましたが、そのときに河原町団地におきまして、要援護者の方の安否確認を行っていただいております。その様子が写真にあるところでございます。河原町3号棟の3階、4階から、その後、旧河原町小学校の一番端にあります河原町のデイサービスセンターまで移送訓練を実施していただいた状況でございます。

続いて、提言4、1ページの下でございますが、災害時の避難所で食品衛生、感染症の発生予防を図る啓発活動として、先ほど申しました1月18日の防災フェアで衛生対策の啓発リーフレットなどを配布していく予定でございます。

続いて、2枚目を御覧いただけますでしょうか。魅力づくりと市民活動の推進につ

いてでございます。

提言1の各団体が横につながる取り組みを進めるモデル①としまして、日吉地区の地域資源を生かしたネットワークづくりが行われています。

右側のところにありますように、この間、7月31日、8月26日ということで取り組みをされておりますが、写真にありますように、11月24日、先日、加瀬山、矢上川で「タカラモノを探そう エコツアー」が開催されて、関係団体と連携した取り組みを進めていただいているところでございます。

提言2、取り組みのモデル②でございますが、「夢こんさあと」の出張など、他の団体と協力、協賛する広がる魅力づくりということですが、11月3日、区役所の前庭であおぞら花市とさいわい街かどコンサートを合同で開催する取り組みを行っております。

提言3の地域のさまざまな団体のつながりや取り組みの活性化を図る情報発信に関してですが、「さいわいコミュニティサイト」の活用を促進する観点から、10月23日から幸区ホームページのトップページのところに、直接コミュニティサイトにアクセスできるリンク用のバナーを設置しているところでございます。

また、11月17日に協働プラザの利用促進と市民の協働の活性化を目的とした幸区協働事業フォーラム「れつつ協働～地域から発信～」というフォーラムを開催しているところでございます。

続いて、3枚目を御覧いただけますでしょうか。これは9月に第2回目の提言としていただいている項目でございます。身近な地域での高齢者の健康づくりについてです。

提言1、地域での健康維持・増進の取り組みを進めるということですが、真ん中の欄にあります提言に対する取り組みの方向性ですが、そこがございますように、幸区内に健康づくり自主グループなどを長年取り組まれている活動がありますので、それらの活動が有効に生かされ、さらに活発に行うことができるように地域の取り組みの支援を行ってまいります。

取り組み状況でございますが、来年度、20年度の事業としまして、高齢者が地域とのつながりを持ち、健康の維持・増進を図るため、地域で住民主体の健康づくり活動を展開する健康長寿推進モデル事業を実施していく予定でございます。また、新しい手法として、この提言を推進するための事業提案を地域の団体などから募集して、その提案団体と一緒に取り組みを進める提案型の協働推進事業のモデル的な導入を検討している状況でございます。

2番目の提言、健康づくり・介護予防の情報発信を進めるについての提言に対する取り組みの方向性としましては、真ん中の欄のところにあります健康づくりに関する講座、健康づくりだよりなど、学習機会や情報提供を行っていますが、さらに情報が

的確、有効に届くように、さまざまな媒体の利用を検討し、取り組みを進めてまいります。

取り組み状況としましては、先ほどの提言1と同じように、提案型協働推進事業のモデル実施の提言を推進する形で導入できないかということを検討しているところでございます。

続いて、提言3、仮称・幸区高齢者健康づくりの応援団を立ち上げるに関してでございますが、取り組みの方向としましては、地域の課題をともに考え、解決できるように、区内の関係機関、地域の団体などによる連携、協賛の仕組みを検討して取り組みを進めるということでございます。

取り組みの状況でございますが、まだ具体的な形で方向を示す段階になっていない状況でございますが、応援団をどのような内容、どのような形で行えるかの検討を始めているところでございます。

続きまして、4枚目を御覧いただけますでしょうか。同じく9月にいただいた安心して子育てできる環境づくりについての提言でございます。

提言1、子どもと安心・安全に遊べる居場所、子育て交流の場づくりを進めることについての取り組みの方向性でございますが、真ん中のところに二重丸で書いてありますが、子どもが安心して遊んだりできるように、また、子育て世代が孤立することがないように、交流の場、機会を提供して地域で支え合う環境づくりを進めます。

取り組み状況でございますが、国から新たな制度を示されまして、この制度を利用しまして、こども文化センターを地域子育て支援センターとして活用できることが制度としてありますので、これらの取り組みを健康福祉局などの関係局へ、区としても要請し、実施に向けて調整をお願いしている状況でございます。

また、親子で安心して遊べる場の提供、父親の育児参加促進、交流の場を拡大する取り組みとしまして、現在、試行で区の独自の事業で行っております地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日の開所を、来年度も継続して実施できるよう関係局と調整しているところでございます。

次に、市政だよりの幸区版10月1日号におきまして、区内の公立保育園の地域子育て支援の取り組みを特集記事で「保育園で遊ぼう」という記事で広報したところでございます。

また、子育て支援ボランティア活動への参加のきっかけとなる体験講座につきましても、来年度の実施に向けて検討を進めているところでございます。

幸区内の保育所の園庭開放のときに、絵本の読み聞かせを12月から実施する取り組みなど、保育所を活用した地域子育て支援を進めているところでございます。

次に、地域のかかわり、触れ合いを推進するための地域交流座談会を開こうという御提案につきましても、まず、地域子育て支援センターふるいちばを活用しまして、

平成20年度に実施する方向で検討を進めております。

次に、提言2、読み聞かせや音楽の親子体験など子どもの豊かな心を培う機会を増やしていきましょうという提言についての取り組みの方向ですが、区内の保育所や地域子育て支援センターなどによる子育て支援の取り組みの中で、親子の体験、子どもの豊かな心を培う機会を増やす取り組みを進めてまいります。

取り組み状況につきましては、先ほどの報告と重なる部分がございますが、12月から区内の保育所で園庭開放の取り組みに併せて、絵本の読み聞かせを実施いたします。広報のチラシを作成し、発行してまいります。

その次のページのところを御覧いただきますと、読み聞かせタイム12月号ということで、表に12月の各保育園の園庭開放のときに行う催し物として、読み聞かせを行うという形の日程の御案内があります。裏を御覧いただきますと、現在、幸区の保育所で行っております園庭開放の状況、日時、曜日などを御案内している形でございます。

先ほど高齢者の提言の関係でも申しましたが、新たな手法として、やはりこの子育ての提言を進める手法として、提案型の推進事業をモデル実施していこうという検討をしているところでございます。

提言の3、子育てニーズの把握、子育て情報の発信を充実させる提言に対する取り組みの方向ですが、真ん中の欄、二重丸を御覧いただけますでしょうか。情報が的確、有効に届くよう、さまざまな媒体の利用、活用を検討し、情報収集、情報提供の取り組みを進めます。

市政だより幸区版、今まで夢見ヶ崎動物公園の動物特集をコラムでやっておりましたが、平成20年1月1日号から新たな新連載コラムとして、さいわい子育て情報をシリーズで連載する予定でございます。

平成20年4月から幸区のホームページ、今も子育て情報は載っているんですが、それを1カ所にわかりやすく示すような形の専門のページを開設する方向で検討しております。

20年度になります、区役所内の庁舎内に、今の2階のところ、階段を上がっていただいて真正面の壁のところに子育ての大きなマップとか、子育て情報のチラシが置かれているコーナーがあるんですが、そのようなコーナーの整備を充実させていきたいと考えているところでございます。

最後、提言4、ふれあい子育てサポートのヘルパーを増やし、働くお父さん、お母さんの子育てをサポートする提言でございますが、提言に対する取り組みの方向性ですが、真ん中の二重丸のところにありますように、関係団体や関係局と協力しまして、ふれあい子育てサポートヘルパーや子育て支援ボランティアなどの育成を行って、地域で支え合う環境づくりを進めます。

取り組みの状況につきましては、最後にオレンジ色のチラシがついておりますが、関係局と調整しまして、講習会は幸区が主催する形で、ヘルパー養成講座を来年1月18日と22日の2日間、幸区役所の第一会議室で実施することが決まりました。広報につきましても、各町内会、自治会に協力をお願いしまして、12月に区内にあります町内掲示板に掲示していただく予定でございます。

区民会館の提言に対する取り組みの状況につきましては、以上でございます。

葉山委員長 どうもありがとうございました。ただいま御報告がありました。この件について御意見がありましたら、お伺いいたします。

今井委員 今回の報告で、とてもいい取り組みをいろいろなされていくようで、提案型の協働事業も積極的に推し進めていくような感じなので、とてもいいなと思ったんですが、幸区で協働する場合に、PTAさんですとか、あといろんな団体さんですとか、いろんな方と提案型協働推進事業の活用ということになされていくということで、それが本来の形だと思うんですね。幸区の取り組みはとてもいい取り組みだと思うんですが、ちょっとお願いなんですけれども、今、12月の何日かまでに市民局で協働のルールというものの案に対する意見を募集しているんですよ。そちらとの兼ね合いがどうなのかなと最近よくわからないんですけれども、川崎市の市民活動というものの定義と、いわゆる市民というのですごく混乱しているような気がしてしょうがないんですね。

協働する場合には、地域の課題を解決していくには、いわゆる、かわさき市民活動センター等がやっている市民活動だけじゃなくて、いろんな団体と協働していかなきゃいけないわけで、幸区のような取り組みが本来であると思うんですが、どうもルールの案をざっと読んだ感じだと、PTAとかサークルとか、要するに地域の団体とは協働しないような雰囲気にとれちゃう可能性があるんで、市民局の協働のルールの案との調整を図っていただかないと私の頭は混乱しているんです。ですから、その辺のところを区役所と市民局との調整、それで、川崎市は協働を市民局の市民活動センターが担うような雰囲気で書いてあるんですけれども、ちょっと市と区とどうやって協働をやっていくのかというのが頭が混乱しているので、その辺のところを行政にお願いしたいんです。幸区の取り組みが本来で、地域の課題を解決していくということでいろんなところと協働していくのが筋だと思います。

葉山委員長 ありがとうございます。今井委員からの御意見に対して一応調整してもらおうということで、今ここで返答はいいですから、要望として受けたいと思います。お願いします。

ほかに御意見はございますか。

## (2)平成20年度幸区協働推進事業の考え方について

葉山委員長 ないようでしたら、次の報告事項2番に入らせていただきます。事務局から平成20年度幸区協働推進事業の考え方について御報告をお願いいたします。

事務局 事務局から報告させていただきます。

お手元資料5を御覧ください。20年度の幸区協働推進事業の基本的な取り組みの考え方と主な事業計画について報告させていただきます。

20年度の協働推進事業の基本的な考え方としまして、お手元の資料5の上の欄にお示しさせていただいておりますが、区民会議での今までの御議論、御提案、協働推進事業の18年度の実施結果、現在の取り組み状況などを踏まえまして、次の課題を進めてまいります。

丸印でお示ししている部分でございますが、自主防災活動の推進など災害に強いまちづくり、高齢者の健康づくりなど高齢者を共に支えあう地域づくり、地域で子育てを支援する環境づくり、地域資源を活かした取組みや地域コミュニティ活動の推進などを進めながら、区民の参加と協働による地域課題の解決に向けた取組みを行っていきたいという考え方で、20年度の協働推進事業を考えております。

主な事業計画としましては、その下のところにお示しさせていただいておりますが、地域防災活動の推進事業としましては、現在も取り組んでおります避難所運営会議の立ち上げ、訓練の実施を広めてまいります。町内会や民生児童委員などの御協力をいただく形で要援護者の避難などについての取組み、支援なども行いながら、地域の防災活動の強化を進めてまいりたいというふうに考えております。

健康長寿推進モデル事業につきまして、高齢化が進む地域の健康づくり事業をモデル事業として行いまして、今まで取り組んでいる取組みを生かしながら、地域での高齢者の健康づくりの取組みを重点化して展開してまいります。

次に、総合的な子ども支援につきましては、子育て交流の場の拡充、地域子育て支援センターふるいちばでの土曜開所の継続というような形で、情報提供の拡充など総合的な子ども支援を進めてまいります。

花と緑のさいわい事業につきましても、地域の緑化活動への支援など、身近な地域での緑化推進、周辺の景観、緑化に配慮した公共空間の整備などを行ってまいります。

さいわいものづくり体験事業でございますが、地域と区内の研究開発施設、東芝科学館や慶応のK2タウンキャンパスなどがございますが、それらとの結びつきを図りながら、子どもを対象とした科学技術体験講座の開催、親子で参加できる体験講座の開催など、科学技術などを体験的に学べる場を提供してまいります。

音楽のまちの推進事業につきましては、現在行われております「夢こんさあと」、「さいわいの街かどコンサート」、「幸区民音楽祭」など、より多くの人に音楽に親し

んでもらえる機会を設けて取り組みを推進してまいります。

地域コミュニティ活動の推進事業でございますが、スポーツや防災、防犯などをテーマとした交流の場づくり、コミュニティ活動への参加促進を図りながら、だれもが住みやすい地域づくりを推進してまいります。

市民活動等支援事業につきましても、音楽イベントなどを活用し、地域活動が横につながる取り組みや情報提供の拡充を進めてまいります。

区民に身近な区役所づくりにつきましても、便利で快適な窓口サービスを図るような形で、窓口環境の整備など窓口サービスの提供を推進してまいります。

先ほども申し上げましたが、最後に幸区提案型協働推進事業ということで、区民会議で御提案いただいている地域課題の解決に向けた取り組みを推進していく新しい手法として、地域の活動団体と区役所が協働して取り組む事業を募集しまして実施していくということを具体的に行っていきたいと考えております。

御説明につきましては、以上でございます。

葉山委員長 ありがとうございます。協働推進事業の主な事業計画について事務局から御説明がございました。この件について御意見、また質問がありましたらお受けいたします。よろしいですか。

### 3 その他

葉山委員長 それでは、最後の3番のその他に移らせていただきます。次回の区民会議の開催時期ですが、2月の月上旬から中旬に開催する予定でいかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

葉山委員長 では、そのように進めさせていただきます。各部会では、自転車対策と交通安全、またB部会はごみ減量化・リサイクルについて検討を進めていただき、次回の区民会議では、まとめの報告を行っていただくという方向で取り組みをお願いいたします。また、3月にフォーラムを行いますので、次回をこの第1期区民会議のまとめの最後の会議としていきたいと思っておりますので、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

葉山委員長 よろしく申し上げます。

時間も大分予定より延びてしまったんですが、委員、そして参与の皆様におかれましては長時間にわたり、熱心に御議論いただきましてありがとうございます。また、議事進行に当たりまして、委員の皆様、参与の皆様に特段の御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、事務局、何かございますでしょうか。

司会 特にございません。

葉山委員長 ないようでしたら、事務局にマイクをお返しいたします。よろしくお願いいたします。

司会 長時間にわたりまして熱心な御討議、いろいろありがとうございました。ただいま委員長からお話がありましたように、本日はこれもちまして終了させていただきます。どうも長時間、ありがとうございました。

午後8時51分 閉会